

ID: 1843

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	建築物の特別興行場等としての使用許可		
法令名 根拠条項	建築基準法 第87条の3第7項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【根拠条文】 (建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の制限の緩和) 第87条の3 7 特定行政庁は、建築物の用途を変更して特別興行場等(国際的な規模の会議又は競技会の用に供することその他の理由により1年を超えて使用する特別の必要がある興行場等をいう。以下この項において同じ。)とする場合における当該特別興行場等について、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該特別興行場等の使用上必要と認める期間を定めて、当該建築物を特別興行場等として使用することを許可することができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	60日		
備考			
設定年月日	令和2年10月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日